三世代交流助成事業要綱

（目的）

第１条　この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、核家族化や少子高齢化が進展する中で、子どもや親、祖父母が一緒に親しみ触れ合い、世代間の交流を図ることで、社会参加や生きがい対策を支援することを目的に助成を行う。

（助成の対象団体）

第２条　助成の対象団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとし、地域の意見を反映させる委員会等を設置するものとする。

（１）自治会（区）単位で事業を実施する団体

（２）小学校区単位で事業を実施する団体

（３）その他、社協会長が認める団体

（助成対象事業）

第３条　助成対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、既存の事業に対しての助成は行わず、当該年度の予算の範囲内で助成する。

（１）地域の文化や歴史、昔の遊び等を通じてふれあう世代間交流事業

（２）地域の郷土料理等を伝承する世代間交流事業

（３）地域住民がスポーツ等を通して世代間交流をする事業

（４）その他、社協会長が助成を必要と認めた事業

（助成対象経費）

第４条　助成対象経費は、申請団体が対象事業を実施するために直接要する経費であ

って、別表に定めるものとする。

（助成金の条件）

第５条　申請は、年一回限りで、同一の団体に対する助成回数は、通算して３回を限度とし、助成限度額は次の各号に掲げるものとする。

（１）自治会（区）単位で事業を実施する団体への助成限度額は５万円

（２）小学校区単位で事業を実施する団体への助成限度額は１０万円

２　実施する事業は、実施地域の全住民を対象とし、周知をするチラシ等に、赤い羽根共同募金からの助成金を充当するということを明記しなければならない。

（助成金の申請）

第６条　助成を受けようとする申請団体は、三世代交流助成金申請書（様式第１号）を開催日の１ヶ月前までに社協会長へ提出する。

（助成の決定）

第７条　社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、三世代交流助成決定通知書（様式第２号－１）または三世代交流助成却下通知書（様式第２号－２）を申請団体へ通知する。

（事業の報告）

第８条　助成を受けた申請団体は、事業終了後、１ヶ月以内に三世代交流事業実施報

告書（様式第３号）及び領収書（原本）を社協会長へ提出する。

２　申請団体が助成内容を変更しようとする時、又は事業を中止、もしくは廃止し

ようとする時は、三世代交流助成事業内容変更書（様式第４号）を提出しなければ

ならない。

（助成金の返還）

第９条　助成を受けた申請団体が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

（１）助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

（２）助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

（３）助成金を目的外に使用したとき

附則

この要綱は、平成２１年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２２年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２４年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２５年　４月　１日より施行する。

この要綱は、平成２５年１０月　１日より施行する。

この要綱は、平成２７年　４月　１日より施行する。

別表（第４条関係）

１　助成対象となる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 詳細 |
| 消耗品費 | コピー用紙、インク等 |
| 材料費 | 資材材料費や、食材料費、飲料代（アルコール類は除く） |
| 賃借料 | 会場代、器具賃借等 |
| 使用料 | ガス代 |
| 講師謝礼 | 講師謝礼 |

２　助成対象外の経費

（１）活動に関する損害保険料

（２）備品

（３）外注の食事代